

タクシーの障害者割引適用時の取扱いについて

タクシーの障害者割引については、障害者等の社会参加を積極的に支援する社会の要請に応えるため、運賃制度通達の公共的割引として定めているが、今般、関東管区行政評価局長より、割引適用時における運転者の不適切な対応が指摘され、『手帳の提示方法と個人情報の適正な取扱い』に関する改善について「あっせん」があったところである。

本「あっせん」を踏まえ、割引制度の適正な運用と障害者等に対する適切な対応が図られるよう、障害者割引適用時における身体障害者手帳等の確認方法及び個人情報の適正な取扱いについて、タクシー事業者に対し周知徹底を図ることとしたのでお知らせします。

障害者割引適用時の取扱いについて

割引の対象者は、**身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳**又は療育手帳制度要綱に規定する**知的障害者の療育手帳**の交付を受けている者とし、**当該手帳の提示**があったときに適用する。

手帳の提示とは？

手帳に貼付されている写真により**本人確認**を行うための提示



手帳の提示により本人であることを確認

障害者割引(1割引)の適用



手帳の内容は記録しない

利用者が手帳を提示し、本人確認が出来たにもかかわらず割引を適用しなかった場合



道路運送法違反に該当

提示した手帳の内容を記録した場合



個人情報の取扱い上不適切

〔問い合わせ先〕

自動車交通部旅客第二課 栗本・長尾・小池

電話：045-211-7246

〔配布先〕横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ
関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）